

山梨県公報

第千六百二十一号

平成十七年

十一月二十四日

木曜日

目次

告示

家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………七七七

道路の区域変更……………七七七

道路の供用開始……………七七七

公告

松くい虫駆除命令内容の公表……………七八八

開発行為に関する工事の完了について……………七八八

公安委員会

指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………七八九

その他

一般競争入札について……………七八九

告示

山梨県告示第六百十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成十七年十一月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 実施の目的
 - 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- 二 実施する区域
 - 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
 - (一) 種類
 - 鶏(採卵鶏に限る。)
 - (二) 範囲

実施する区域内で千羽以上の採卵鶏を飼育している農場で飼育されている採卵鶏で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの

四 実施の期日
平成十七年十一月二十八日から平成十八年三月三十一日までの間において採卵鶏を飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日

五 検査の方法
血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応)
その他必要な検査

山梨県告示第六百十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年十二月十五日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十一月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 雨畑大島線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡早川町大字雨畑字立石三三〇番の八地先から 南巨摩郡早川町大字大島字藤平三七番の二地先まで	三・九 三三三・〇	三・九 三三三・〇		二二〇〇・〇
	三・九 三三三・〇	三・〇 一七・〇		

山梨県告示第六百十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年十二月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	雨畑大島線	南巨摩郡早川町大字雨畑字立石 三三〇番の八地先から 南巨摩郡早川町大字大島字蕨平 三七番の二地先まで	二六〇〇・〇	平成十七年 十一月二十 四日

公 告

● 松くい虫駆除命令内容の公表
 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成十七年十一月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 区域及び期間

1 区域

甲州市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び
 峡東地域振興局林務環境部に備え置いて縦覧に供する。）

2 期間

平成十七年十二月十四日から同月二十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

- 1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 2 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松く

い虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

- 3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、峡東地域振興局を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、峡東地域振興局を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。
- 4 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
- 5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に
関する工事は、完了した。

平成十七年十一月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町飯喰字村西一二八〇の一の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西八代郡市川三郷町市川大門四千九百九十二番地一 藤原勝也

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三十一号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規
定により、株式会社大月自動車学校から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条
第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年十一月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

一 変更後の代表者の氏名 小林 正人

二 変更年月日 平成十七年十一月七日

そ の 他

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月
十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも
のである。

平成十七年十一月二十四日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 佐 藤 英 貴

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

CRシステム 一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限
平成十八年六月三十日

4 納入場所

山梨県韮崎市旭町上条南割三千二百五十一番地一 山梨県立あけぼの医療福祉セ
ンター新棟

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す
る額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切
り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者
であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当す
る金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に
必要な資格等（平成十七年山梨県告示第百九十七号）の一に定める競争入札に参加
することができる者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る
指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ
と。

3 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。

4 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十九条第一項に基づく医療用具の
販売業の届出をしていることを証明した者であること。

5 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県立あけぼの医療福祉センター所
長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇七 〇〇四六 山梨県韮崎市旭町上条南割三千三百十三番地一 山
梨県立あけぼの医療福祉センター 総務課 電話〇五五 一 二二 六一 一一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十七年十二月十二日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）
を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの1の交付場
所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十七年十二月八日（木）午後二時 山梨県立あけぼの医療福祉センター会議

室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十七年十二月十五日(木)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年一月十三日(金)午後二時 山梨県立あけぼの医療福祉センター会議室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十八年一月十二日(木)午後五時までに山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課(郵便番号四〇七 〇〇四六 山梨県韮崎市旭町上条南割三千三百十三番地一)に必着のこと。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると山梨県立あけぼの医療福祉センター所長が認めた入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computed Radiography System(CR) 1 Set

2 Date and time for tender

2:00PM January 13, 2006

3 Bureau in charge

Yamanashi Akebono Medical Welfare Center

331-3-1 Kamijouninamiwari Asahi-nachi Nirasaki-shi Yamanashi-ken 407-0046 Japan

TEL 0551-22-6111